

加古川市家庭用蓄電池導入補助金 Q&A

【目次】

| | |
|--------------|---|
| I 事業の概要 | 2 |
| II 対象者 | 2 |
| III 対象事業 | 3 |
| IV 補助金額・対象経費 | 4 |
| V 補助手続き | 5 |
| VI 財産処分 | 7 |
| VII その他 | 7 |

I 事業の概要

Q1 加古川市家庭用蓄電池導入補助金の目的は何か。

A1 既に太陽光発電設備を設置して一定期間経過した家庭では、老朽化したパワーコンディショナーを更新せず、太陽光発電設備の使用を停止してしまう可能性があります。また、FIT売電 10 年を経過した蓄電池のない家庭では、昼間の余剰電力を卒FITとして安価に売電していることが多いです。

太陽光発電設備を引き続き使用してもらい、また、太陽光発電設備で得た電力を余すことなく自家消費に活用してもらうため、蓄電池の導入を促進します。これにより、再生可能エネルギーの自家消費量の増加を促進し、市域の温室効果ガス排出量の削減を図ります。

Q2 予算額はいくらか。また、予算額に達した場合は、申請期限前に補助を終了するのか。

A2 総額は 1,750 万円。予算額に達し次第、申請期限前に補助を終了します。

Q3 補助の上限はあるのか。

A3 最大7kWh(最大 35 万円)までです。

Q4 来年度は実施するのか。

A4 現時点では未定です。

II 対象者

Q1 住民票は加古川市にあるが、他市に住んでいる。対象者となるか。

A1 対象外です。住民登録地及び居住する住居が加古川市内である方を対象としています。

Q2 住民票は加古川市にあるが、市内の自宅には家族のみ住んでおり、自分は単身で他市に住んでいる。対象者となるか。

A2 加古川市内に居住する家族が申請してください。

Q3 住民票は加古川市尾上町にあるが、加古川町に住んでいる。加古川町の住宅に設置しても、対象者となるか。

A3 対象です。ただし、加古川町に住んでいることを証する書類(加古川町に届いた郵便物等)が必要です。

Q4 これから加古川市に転入する場合は、対象者となるか。

A4 転入先の住居に設置された太陽光発電設備が、設置から 10 年以上経過しているなどの要件を満たしている場合は、対象者となります。なお、申請は加古川市に転入した後、行う必要があります。

Q5 不動産賃貸のオーナーが設置する場合、対象者となるか。

A5 対象外です。

Q6 市内の店舗兼住宅に居住しているが、対象者となるか。

A6 電力契約が住宅部と店舗部で分かれており、かつ住宅用の蓄電池として導入する場合は対象となります。

Q7 蓄電池を設置する場所の土地所有者ではありませんが、対象者となるか。

A7 借地の場合でも対象です。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定される耐用年数期間内は、蓄電池を設置することの承諾を土地所有者から得てください。

Ⅲ 対象事業

Q1 譲り受けた設備や中古品等の設置も補助の対象となるか。

A1 対象外です。未使用かつ購入品が対象です。

Q2 リース契約は補助の対象となるか。

A2 対象外です。購入品が対象です。

Q3 他の国や県その他の団体の補助金等との併用は可能か。

A3 併用可能です。

Q4 メーカーや機種に制限はあるのか。

A4 国が実施する補助事業の対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されている蓄電システムが対象となります。登録されている蓄電システムについては、以下の URL(一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)のホームページ)からご確認ください。

【蓄電システム登録済製品一覧】

<https://zehweb.jp/registration/battery/>

Q5 蓄電システムの更新や増設は補助の対象か。

A5 蓄電システム一式の更新や増設は、補助の対象です。蓄電池本体のみの更新や増設は、補助の対象外です。

Q6 現在使用しているパソコンを、パソコン一体型蓄電池へ更新する場合、補助の対象となるか。

A6 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されている蓄電システムであれば、補助の対象となります。

Q7 設置されている太陽光発電設備を引き続き利用し、その上で太陽光発電設備を増設する。そのタイミングで蓄電池を導入する場合、補助の対象となるか。

A7 対象です。また、増設した太陽光発電設備は、「加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業補助金」の対象となる場合があります。

Q8 設置されている太陽光発電設備を撤去し、新しい太陽光発電設備に入れ替える。そのタイミングで蓄電池を導入する場合、補助の対象となるか。

A8 対象外です。また、この場合の太陽光発電設備は、「加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業補助金」の対象外です。

Q9 ポータブル電源(持ち運びができる小型の蓄電池)は、補助の対象となるか。

A9 対象外です。太陽光発電設備によって発電した電力を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備である必要があります。

Q10 太陽光発電設備の設置から10年が経過していることを、どのように証明すればよいか。

A10 証明には、固定価格買取制度(FIT)の「買取期間満了のお知らせ」や売電契約書、保証書などをご提出いただく必要があります。なお、「買取期間満了のお知らせ」は再発行が可能ですので、小売電気事業者(例:関西電力株式会社)にお問い合わせのうえ、再発行を依頼してください。

Q11 市外の工事事業者に設置してもらった場合も対象か。

A11 対象です。工事事業者については、市外か市内であるかは問いません。

Q12 交付決定日以後、事業に着手できるとのことだが、「事業の着手」とは、どの時点のことか。

A12 契約の締結日又は工事等着工日のいずれか早い方です。交付決定日前の事業の着手については、補助対象外となります。

IV 補助金額・対象経費

Q1 補助金の算定基礎となる「蓄電容量」とは、「定格容量」のことか。

A1 お見込みのとおりです。

Q2 設備導入のうち、補助の対象となる経費は何か。

A2 設備導入に要した費用のうち、以下の経費が補助対象経費となります。

(1)設備費、(2)附帯工事費、(3)雑役務費

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されている蓄電システムの導入に係る費用が対象経費となります。

Q3 補助対象外の経費も含まれる見積書において、合計金額に対して値引きがされている場合、どのように補助対象経費を計算すればよいか。

A3 以下の按分計算の方法に基づき計算してください。

【例】

| | 品名 | 数量 | 単価(税抜) | 金額(税抜) | 備考 |
|---|------------|----|------------|-------------|-------|
| ① | 浴室リフォーム | 1式 | 250,000円 | 2,500,000円 | 補助対象外 |
| ② | エアコン設置 | 1式 | 500,000円 | 500,000円 | 補助対象外 |
| ③ | 蓄電池 5.5kWh | 1式 | 1,300,000円 | 1,300,000円 | 補助対象 |
| ④ | 蓄電池設置費 | 1式 | 200,000円 | 200,000円 | 補助対象 |
| ⑤ | 小計 | | | 4,500,000円 | |
| ⑥ | 値引き | | | △2,000,000円 | |
| ⑦ | 合計 | | | 2,500,000円 | |

按分計算の方法

補助対象に対する割引額： $((③+④)÷⑤)×⑥$ ＝補助対象に対する割引額

$((1,300,000+200,000)÷4,500,000)×2,000,000=666,666$ 円(小数点以下切り捨て)

補助対象経費： $(③+④)$ －補助対象に対する割引額

$(1,300,000+200,000) - 666,666 = \underline{833,334}$ 円

Q4 店独自のクーポン等で値引きしてもらった場合、値引き後の額が補助対象経費となるのか。

A4 実際に支払った額(税抜き)が補助対象経費となるため、クーポンや交渉による値引きがあった場合は、その値引き後の額が補助対象経費となります。

Q5 クレジットカード、モバイル決済等の利用により付与されたポイントによって、実際に支払う額が減額された場合やクレジットカード、モバイル決済等に伴いポイントが付与されている場合は、補助対象経費に影響はあるか。

A5 付与されたポイントの使用により、実際に支払う額が減額された場合、ポイント使用分は補助対象経費から除外する必要があります。また、対象設備の購入に伴い付与されたポイント分についても、補助対象経費から控除します。

【例】

100 万円の設備を購入し、ポイント1万 pt(1pt=1 円)が付与された→補助対象経費は 99 万円

V 補助手続き

Q1 補助を受けるためには、どのような手続きをする必要があるのか。

A1 加古川市家庭用蓄電池導入補助金交付申請書(様式第 1 号)にその他必要な書類を添えて市役所等に提出してください。申請時に必要な書類はホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

Q2 申請書はどこで入手できるのか。

A2 ホームページからダウンロードしてください。市役所新館7階環境政策課の窓口でも配布しています。

Q3 オンラインでの手続きは可能か。

A3 できません。

Q4 申請の受付はどのような方法で実施されるのか。

A4 受付は先着順です。予算額を超える申請があった場合、予算額を超えた日における申請の中で抽選により補助対象者となる優先順位を決定し、必要に応じて一定数補欠の申請を受け付けます。

なお、同日の申請は受付時刻に関わらず、すべて同着として扱います。

Q5 郵送による申請書の提出期限は消印有効か。

A5 必着が有効です。

Q6 市民センターに申請書を提出できるか。

A6 可能です。ただし、市民センターでは書類の取り次ぎのみとなり、書類の確認は行いません。環境政策課へご提出いただくと、その場で書類の確認を行いますので、申請手続きがスムーズに進みます。

Q7 市民センターに提出した申請書の申請受付日はいつか。

A7 市民センターへ提出した日が受付日です。ただし、不備があった場合は Q4にある先着順の受付日とならない場合があります。

Q8 導入する設備の仕様が確認できる資料とは、どのような資料を想定しているか。

A8 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されている蓄電システムの構成機器が確認できる仕様書やカタログ等を提出してください。なお、これらの仕様書やカタログ等には、各構成品の型番も記載されている必要があります。

Q9 導入する設備の設置場所が確認できる資料とは、どのような資料を想定しているか。

A9 設置予定場所に印をつけた平面図や写真等を提出してください。

Q10 太陽光発電設備の設置から 10 年間を経過していることが確認できる資料とは、どのような資料を想定しているか。

A10 Ⅲ 対象事業 A10 をご確認ください。

Q11 補助金の手続きの委任において、委任状に手続代行者の押印は必要か。

A11 不要です。ただし、委任者の署名又は記名押印が必要です。

Q12 「交付決定通知書」を手続代行者に送付してもらえるか。

A12 手続代行者へは送付はできません。申請者本人にのみ送付しますので、通知書が届かない場合はお問合せください。

Q13 交付決定後に補助事業の内容を変更する場合、変更申請が必要だが、変更申請が必要な変更とはどのようなものか。

A13 見積額の変更、施工業者の変更、導入予定設備の変更、事業完了予定日の年度をまたぐ変更、その他交付申請額が変更となるものを想定しております。あくまで一例ですので、補助事業の内容変更が見込まれる場合は環境政策課へご相談ください。変更申請無く、契約後に内容の変更を行った場合、補助ができない可能性があります。

また、変更することによる補助金額の上限は、既に交付決定を受けている補助額となります。

Q14 実績報告時の導入した設備の写真とは、どのようなものが必要か。

A14 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されている蓄電システムの構成機器の設置状況及び型番が確認できる写真が必要です。

Q15 契約書がない場合、どうすればいいか。

A15 請書や注文書など、契約書に類する資料の写しを提出してください。

Q16 領収書がない場合、どうすればいいか。

A16 振込明細書など、支払ったことがわかる書類を提出してください。

Q17 ローンで支払った際の領収書の代わりとなる書類は何か。

A17 ローン契約書、ローン申込書及び支払い明細書(ローン契約日や毎月の支払予定額等が記載された書類)等をご提出ください。

Q18 領収書は「蓄電池一式」として総額のみが記載されているが、他に添付が必要か。

A18 領収書に加え、総額の内訳わかる資料(見積書や請求書等)を追加でご提出ください。

Q19 補助事業者名と振込口座名は同じでなくてもいいか。

A19 補助事業者(請求者)と口座名義は同じである必要があります。

Q20 「振込先が確認できる書類」は何を提出すればいいか。

A20 金融機関名、本支店名、口座番号、口座名義が記載されているページ等のコピーを提出してください。

Q21 申請書等は、鉛筆や消せるボールペンで記入してもよいか？

A21 必ず黒色ボールペン(消せないタイプ)でご記入ください。

VI 財産処分

Q1 補助金交付を受けた設備について、処分(廃棄等)制限・期限はあるか。

A1 設置日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定される耐用年数期間内は、処分制限期間となり、その間は譲渡、交換、貸し付け、担保に供し又は取壊してはいけません。やむを得ず処分する場合は、事前に環境政策課へお問い合わせください。処分理由により、補助金を返還していただく可能性があります。

VII その他

Q1 補助金の交付を受けた場合、税金はかかるのか。

A1 本補助金は原則、課税対象となります。具体的な申告やご不明な場合は、国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)をご活用ください。

○問合せ先

加古川市役所環境部環境政策課(市役所新館7階)

電話:(079)427-9769 <直通> FAX:(079)422-9569

電子メール:kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp